

基勞補発 0213001 号
平成20年2月13日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

振動障害に係る適正給付対策の第8次3か年計画の策定について

振動障害に係る適正給付対策については、昭和62年度以降7次にわたり3か年計画を策定し、その計画的な推進を図ってきたところであるが、本年度が第7次3か年計画の最終年度となっている。

これまでの推進状況等からみて、本対策を推進するためには、今後においても引き続き年次計画を策定し、計画的に実施していくことが肝要であるので、本対策のこれまでの実施状況、振動障害者の実態及び局署の主体的能力等を勘案し、平成20年度を初年度とする第8次3か年計画を策定し、これに基づき本対策の着実な推進を図ることとされたい。

なお、第8次3か年計画については、別紙により平成20年3月21日までに当課福祉係あて報告するとともに、関連する資料等がある場合には報告に添付されたい。

また、各年度終了時点において、計画の実績を検証した上で、計画の見直しが必要となった局は、計画を変更し、当該変更した計画及びその理由を報告されたい。

振動障害適正給付対策第8次3ヶ年計画報告書

労働局

1 平成19年度末(見込)における管理対象者数及び症状調査対象者数

管理対象者数	症状調査対象者数
人	人

(注1) 管理対象者数及び症状調査対象者数は、平成8年1月25日付け基発第35号及び平成8年1月25日付け事務連絡第1号による該当者数を記入すること。

(注2) 症状調査対象者数には、症状調査対象者からの除外者は含まないこと。

2 第8次3ヶ年計画(平成20年度～平成22年度)

年度 事項	平成20年度	平成21年度	平成22年度
症状調査実施予定者数	人	人	人
[うち、他局管内の医療 機関で受診している者]	(人)	(人)	(人)

(注1) 症状調査実施予定者数とは、上記1の症状調査対象者のうち、当該年度に症状調査の実施を予定する者を記入すると。